

## 第7回軽米町議会定例会

令和 2年 3月 3日（火）

午前10時00分 開 会

### 議 事 日 程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 町長の令和2年度施政方針演述
- 日程第 4 教育長の令和2年度教育行政方針演述
- 日程第 5 諮問第 1号 人権擁護委員の推薦に関し意見を求めることについて
- 日程第 6 議案第 1号 軽米町過疎地域自立促進計画の変更に関し議決を求めることについて
- 日程第 7 議案第 2号 軽米町火葬場設置条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第 3号 軽米町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議案第 4号 軽米町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 10 議案第 5号 町営住宅管理条例の一部を改正する条例
- 日程第 11 議案第 6号 令和元年度軽米町一般会計補正予算（第7号）
- 日程第 12 議案第 7号 令和元年度軽米町下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 13 議案第 8号 令和2年度軽米町一般会計予算
- 日程第 14 議案第 9号 令和2年度軽米町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 15 議案第 10号 令和2年度軽米町下水道事業特別会計予算
- 日程第 16 議案第 11号 令和2年度軽米町介護保険特別会計予算
- 日程第 17 議案第 12号 令和2年度軽米町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 18 議案第 13号 令和2年度軽米町水道事業会計予算

○出席議員（12名）

1番	上山	誠	君	2番	西館	徳	松	君	
3番	江刺家	静	子	君	4番	中村	正	志	君
5番	田村	せ	つ	君	6番	館坂	久	人	君
7番	大村	税	君	8番	本田	秀	一	君	
9番	細谷地	多	門	君	10番	山本	幸	男	君
11番	茶屋	隆	君	12番	松浦	満	雄	君	

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町	長	山本	賢一	君
総務課	総括課長	吉岡	靖	君
会計管理者兼税務会計課	総括課長	小笠原	亨	君
町民生活課	総括課長	川島	康夫	君
健康福祉課	総括課長	坂下	浩志	君
産業振興課	総括課長	小林	浩	君
地域整備課	総括課長	戸田沢	光彦	君
再生可能エネルギー推進室	長	福田	浩司	君
水道事業所	長	戸田沢	光彦	君
教育委員会	教育長	菅波	俊美	君
教育委員会事務局	総括次長	堀米	豊樹	君
選挙管理委員会	事務局長	吉岡	靖	君
農業委員会	会長	山田	一夫	君
農業委員会事務局	長	小林	浩	君
監査委員	員	竹下	光雄	君
監査委員会事務局	長	小林	千鶴子	君

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局	長	小林	千鶴子	君
議会事務局	主任	川島	幸徳	君
議会事務局	主事補	小野家	佳祐	君

---

◎開会及び開議の宣告

- 議長（松浦満雄君） ただいまから第7回軽米町議会定例会を開会します。  
ただいまの出席議員は定足数に達しておりますので、会議は成立しました。  
これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

---

◎諸般の報告

- 議長（松浦満雄君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

本日付で町長から諮問1件、議案13件及び各課の事務報告書の提出がありました。

次に、本定例会に提出された一般質問通告は、茶屋隆君、中村正志君、田村せつ君、上山誠君、西舘徳松君、大村税君、山本幸男君、江刺家静子君の8名であります。いずれも印刷配布してございますので、朗読は省略いたします。

監査委員から、令和元年11月分から令和2年1月分までに係る現金出納検査結果、地方自治法第199条第4項の規定に基づき実施した令和元年度定期監査結果と同条第7項の規定に基づき実施した財政援助団体の監査結果及び地方自治法の一部を改正する法律の第1条の規定による改正後の地方自治法第198条の4第3項及び第4項による報告があり、その写しをお手元に配布してございます。

また、閉会中の議会の出来事につきましては、議会事務局日誌として写しをお手元に配布してございますので、ご了承願います。

本定例会の会期については、2月25日、午前10時から議会運営委員会が開かれ、その結果、会期は本日より3月13日までの11日間とし、諮問1件については本日本会議場において審議、採決することとし、議案第1号から議案第13号までの13件については特別委員会を設置し、これに付託して審査することで協議が調った旨、議会運営委員長から報告がありました。

また、議会運営委員会の協議において、本日行われる町長の令和2年度施政方針演述と教育長の令和2年度教育行政方針演述に対しまして、特にこれに限り追加質問を許すことで協議が調った旨、議会運営委員長より報告がありました。質問される議員は、本日午後5時までに通告願います。

次に、管外から郵送により陳情書1件、町内から陳情書1件の提出がありましたので、資料としてお手元に配布してございます。

また、本日までに受理した請願書1件については、お手元に配布した請願書のと

おり所管の常任委員会に付託しましたので、ご報告いたします。

本定例会の日程及び議案の付託区分表は、お手元に印刷配布してございますので、朗読を省略します。

これで諸般の報告を終わります。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（松浦満雄君） これより本日の議事日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、議長において2番、西舘徳松君、3番、江刺家静子君の両名を指名します。

---

◎会期の決定

○議長（松浦満雄君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり、本日より3月13日までの11日間にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日より3月13日までの11日間に決定しました。

---

◎町長の令和2年度施政方針演述

○議長（松浦満雄君） 日程第3、町長の令和2年度施政方針演述を行います。

町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） 本日ここに令和2年3月定例会開催に当たりまして、令和2年度の町政運営に対する私の所信を申し上げ、議員各位並びに町民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

初めに、新型コロナウイルス感染症への対応について申し上げます。中国武漢市に端を発した新型コロナウイルス感染症は、今や世界的規模で感染が拡大しており、国内においてもそのスピードが衰える気配を感じる事ができない状況となっております。

幸いにも岩手県内において感染は確認されていないところでありますが、2月28日付で岩手県教育委員会から発せられた「新型コロナウイルス感染症対策のための小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における一斉臨時休業について」の通知を受け、全国的に感染の拡大を防ぐために非常に重要な時期であるとの見地から、児童生徒、教職員、保護者への影響を可能な限り最小限としていく

必要があると判断し、国の要請に従い、昨日から春季休業の開始日までの間、臨時休校にすることとしております。

町におきましては、平成27年に作成いたしました「新型インフルエンザ等対策行動計画」を準用した対応をすることとし、庁内での情報共有等を図るとともに、広報お知らせ版やホームページにより、手洗いの励行などによる感染防止や発症が疑われた場合の適切な対応などをお願いしているところであります。

感染症対策は、個々の意識及び行動が重要となりますので、町民の皆様のご理解、ご協力をお願いいたします。

さて、令和2年度予算の編成に当たりましては、メガソーラー発電事業の稼働等により固定資産税の大幅な増収が見込まれる一方、地方交付税制度のルールに従い、普通交付税の一定額の減額が見込まれるとともに、臨時財政対策債の発行額が抑制されるなどの状況に加え、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う国際的経済活動への影響が懸念されるなど、引き続き厳しい財政運営が求められていると認識しております。

そのような社会情勢の認識に立ちながら、歳入では町税収入の確保や適正な受益者負担をお願いしつつ、個人・企業版ふるさと納税ほか、自主財源の確保に努めることとしております。

歳出におきましては、事業目的の達成度や費用対効果の検証による事務事業の見直しを初め、かるまい交流駅（仮称）整備事業など、地域活性化や福祉の向上、ICTの活用などによる学校教育環境の充実等、行政改革の推進と優先的事業への重点配分、健全財政の維持に努めつつ、予算編成に取り組んだところであります。

その結果、一般会計当初予算総額は、令和元年度予算と比較して3.6%減の6億7,500万円としたところであります。

予算編成に当たりましては、歳入の確保と歳出の抑制を基本としたものの、最終的に6億8,000万円余りの財源不足が生じ、財政調整基金により調整させていただきましたが、財政運営に当たっては引き続き厳しい財政状況と将来的負担の軽減を図るため、創意工夫により一層効率的な予算執行に努めてまいります。

本年度の主要事業の進捗状況と令和2年度の主要施策について申し上げます。

火葬場整備事業につきましては、4月からの供用開始に向け、おおむね順調な進捗状況となっており、火葬場の名称と使用料の額を定める「火葬場設置条例の一部を改正する条例」を本定例会に提案しております。ご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

また、社会福祉法人軽米町社会福祉協議会が進めております特別養護老人ホームいちい荘の整備事業につきましては、東京オリンピック・パラリンピック関連施

設の建設ラッシュの影響に加え、世界規模でのコロナウイルス感染症の拡大を受け、一部建築資材の納期が遅れ、完成が6月末になる見込みであることから、本年度議決いただいたいち荘建設事業支援に係る関連予算を令和2年度に繰り越すこととしております。町といたしましても、早期完成に向け引き続き支援していくこととしております。

建設検討委員会の皆様を初め、百人委員会など、広く町民の皆様からのご意見を頂きながら進めてまいりました「かるまい交流駅（仮称）整備事業」につきましては、令和2年度から3カ年計画で建物建設工事を行うこととしており、工事が順調に進めば令和5年4月から開設する予定であります。町民の皆様から出されたご要望等に少しでも多く応えて、皆様に親しまれ、ご活用いただける施設となるよう、建設工事とともに開設に向けた運営方法の検討についても取り組んでまいります。

令和2年度は、平成23年度からの10年を期間として策定された「新軽米町総合発展計画」の最終年となっております。地方自治法上の策定義務はなくなっているものの、町といたしましては令和3年度以降の10年を期間とする新規計画を策定することとしておるところであります。

少子高齢化や首都圏一極集中等を要因とする人口減少など、当町の課題をしっかりと捉えつつ、SDGsや行政におけるAI・RPA活用などの世界的・社会的潮流等を初め、北岩手9市町村による再生可能エネルギーを通じた横浜市との連携事業や「二酸化炭素排出実質ゼロ」を目指した環境政策、「バイオマス産業都市」として「地域の新たな産業としてのバイオマス利用」や「エネルギーの町内利用と災害に強いまちづくり」による資源循環型社会の構築への取組など、明るく、魅力あふれる将来を標榜した町づくり計画を町民の皆様とともに作り上げてまいりたいと考えております。

健康ふれあいセンター介護事業につきましては、今年度末で廃止することとして、利用者の他事業所への移行を進めておりましたが、訪問介護事業と居宅介護支援事業につきましては、他の事業所との協議が調うまで、引き続き健康ふれあいセンターで実施することとしております。

以下、令和2年度の事業につきまして、新軽米町総合発展計画の7項目の基本計画に基づき申し上げます。

豊かな自然と美しい景観の町づくりについて申し上げます。

花づくりを通じて「花と緑に包まれた町」を創造することを目的に、学校や地域団体等の協力を頂きながら実施しております「花いっぱいコンクール」と「チューリップ植栽事業」等につきましては、町を訪れる町内外の人々の目を楽しませるとともに、ふれあいと地域づくりの輪を広げていくよう、これまで以上に参加

を呼びかけてまいります。

また、清潔で住みよい町づくりのため、町民総参加で町内全域にわたり道路・河川等の清掃を行い、美しい町づくりと環境衛生に対する意識の高揚を図るため、クリーンアップデー事業を継続するとともに、ごみの減量化と資源リサイクルにつきましても、町民の皆様のご理解とご協力を頂きながら、資源ごみの分別収集や古着回収事業、小型家電回収事業を実施し、循環型社会の形成に取り組んでまいります。

再生可能エネルギー事業につきましては、既に売電が開始され、または工事中のメガソーラー施設や風力発電所整備などの事業が安全・安心の下に進められるよう、事業者と連携し、適切な進行管理を行ってまいります。

次に、高齢者もいきいき暮らす町づくりについて申し上げます。

町民が生涯元気で、助け合いや支え合いで住みやすい町づくりの実現に向けて、各地域において、地域の通いの居場所やいきいき百歳体操など住民主体による活動が展開されておりますが、さらに高齢者等を支援する担い手の発掘・育成に取り組むなど、多様な生活支援・介護予防サービスが利用できるように地域づくりを進めてまいります。また、成年後見制度の利用を促進し、福祉の増進を図ってまいります。

さらに、「認知症カフェ」の開設など、子供から認知症の方や障がい者の方などが集い支え合う「共生社会の町づくり」を目指し、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築に努めてまいります。

障がい者福祉につきましては、住民が人格と個性を尊重し、安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目指して、自立支援給付や地域生活支援事業を実施してまいります。また、「軽米町障害者福祉計画」や「軽米町障がい児福祉計画」などの計画期間が令和2年度までとなっていることから、令和2年度において新規計画を策定することとしております。

保健事業につきましては、生活習慣病予防に国保データベースシステムを活用しながら、生活習慣病予防から重症化予防まで網羅的に進めてまいりますとともに、こころの健康づくり推進事業では、ゲートキーパー養成講座の開催や傾聴ボランティアのフォローアップ研修のほか、ふれあい共食事業や健康教室においても自殺予防講演会を実施するなど、町民それぞれに対応できる体制を整備するよう努めてまいります。

国民健康保険事業の運営につきましては、令和2年度予算におきましても、一般会計からの法定外繰入れや保険税率の改正等を行わないこととして予算を編成しておりますが、加入者の年齢が高いことによる保険給付費の増加など、構造的な問題がある中で、医療費の状況が県への納付金算定の基礎となることから、現在

の医療費水準を維持できるよう、さらに医療費の適正化に努め、町民の皆様への負担が大きくなるよう引き続き努めてまいりたいと考えております。

後期高齢者医療事業につきましては、制度の持続性を高めるとともに、世代間・世代内の負担の公平化を図るため、保険料の軽減特例措置の見直しと保険料の賦課限度額の引上げが行われることになっており、これらの内容につきましては丁寧に周知・広報等を行ってまいります。また、被保険者の健康の保持増進に係る予防・健康づくりの推進もますます重要なテーマとなっており、高齢者の特性を踏まえた効果的な保健事業を推進してまいります。

次に、子育て支援日本一の町づくりについて申し上げます。

医療費助成事業につきましては、次代を担う子供たちが、いつでも安心して医療が受けられ、健やかに育てられる環境を確保するためにも、各医療費助成事業を継続して実施してまいります。

なお、受診時の一部負担金の支払いが不要となる現物給付の対象が、令和2年8月から中学校卒業までに拡大されることとなっております。

また、分娩可能な産科医療機関までの距離が遠い当町では、妊産婦の身体的・経済的な負担が大きいことから、妊産婦健康診査の受診に要する交通費について支援することとし、妊産婦が安心して出産できる環境づくりを推進してまいります。

母子保健事業につきましては、従来からの母子保健に加え、生まれる前から高校生までの年齢の親子を切れ目なく支援することを目的に、昨年10月に開設した子育て世代包括支援センター「めぐかる」を中心に、保育・教育・医療の各種支援機関との連携を強化しながら、母子の個別プランの作成や子育てに関する研修会などを実施することとしております。

生後6カ月から高校生までのインフルエンザ予防接種につきましては、13歳までの助成を2回目までとするとともに、おたふく風邪の予防接種の助成についても予算を計上しているところであります。

食育の推進につきましては、将来の生活習慣病の予防を見据え、関係機関の連携・協力の下、健全な食生活の形成を目指して取り組んでまいります。

地域全体で子供たちを守り、育て、子育て世代が子育てしやすい町づくりを推進するための「軽米町子ども・子育て支援事業計画」につきましては、本年度が終了となっていることから、子ども・子育て会議において協議いただき、第2期計画案を策定したところであります。パブリックコメントを経て、3月中に決定となる見込みでございます。また、子育て家庭の支援や子育て家庭に対する育児不安についての相談などを行う「ピヨピヨ広場」や「軽米児童クラブ」の小軽米・晴山小学校児童の送迎事業につきましても、継続して取り組むこととしております。

子ども・子育て支援法の一部改正により、昨年10月から幼児教育・保育の無償化がスタートしておりますが、今回関連する改正条例案を2つ提案させていただいておりますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。また、当町におきましては、常設保育園での2人目以降の保育料無償化など、先駆的に子育て支援に取り組んでおりますが、保護者の負担軽減を図り、より一層の子育て支援の充実のため、保育料の完全無料化の実施及び一時預かり保育や病後児保育等についても引き続き検討してまいります。

保育園の入園申込みにつきましては、軽米保育園が106名、小軽米保育園31名、晴山保育園45名、笹渡保育園で6名の申込みとなっており、全員の入園を承諾することとしたところでございます。野外保育、要支援児へのきめ細やかな対応などの特色ある保育についても継続して取り組み、保育の質の向上を推進してまいります。

また、入園者数の減少が続く軽米幼稚園につきましては、令和2年度をもって閉園としたことから、教育委員会と連携し、軽米保育園の認定こども園への移行について検討してきたところであります。保護者説明会等におきまして、様々なご意見、ご要望を頂戴しており、今後は県及び県教育委員会の指導も仰ぎながら、令和3年4月の認定こども園開園に向け、慎重かつ丁寧に取り進めてまいります。

町内の小中学校につきましては、冒頭で申し上げましたとおり、新型コロナウイルス感染症対策のため、3月2日から春季休業の開始日まで休校としているところであります。一日も早く事態が収束し、子供たちが元気に登校できることを願っております。

今年度事業の町立小中学校の冷房設備整備事業につきましては、順調に進捗しているところでございます。

学力向上におきましても、引き続き町独自の学力向上支援員、特別支援員を全ての学校に配置し、子供たちの個性に応じたきめ細やかな指導の充実を進めてまいります。

教育ICT環境につきましては、他市町村に先駆けて機器等を整備してきたところでございますが、国の動向を注視しながら、さらなる教育環境の充実を進めてまいります。

県立軽米高校への支援につきましては、教育環境の整備やキャリア教育推進事業などへの支援に加えて、各種検定助成と通学補助の拡充等を行い、引き続き入学者の確保を目指し、魅力ある軽米高校をつくるための支援を行ってまいります。

「協働参画による生涯学習のまちづくり」につきましては、自治公民館等を中心とした世代間交流や高齢者のための交流活動等、住民の主体的な学習活動を支援し、心の豊かさにつながる多様な学習機会を提供してまいります。

令和2年度は、オリンピック、パラリンピックが開催されることから、当町といたしましても関連する事業を展開し、オリパラ開催の機運の高まりとともに、町民の健康体力づくりを目指した生涯スポーツの振興を推進し、町民の皆様の健康増進を図ってまいります。

次に、資源を活かした地域産業のまちづくりについて申し上げます。

主食用米につきましては、県で設定した地域の生産目安を参考に、需要に応じた米生産を進めるとともに、飼料用米等の転作作物の生産拡大を図るなど、引き続き農家所得の向上を図る取組を推進してまいります。

園芸作物及び雑穀等につきましては、新技術の導入による生産性の向上を図るとともに、担い手の確保・育成に努め、引き続き生産者及び関係機関等と一体となり、産地力の強化を図る取組を推進してまいります。

また、葉たばこ・ホップについては、今後も生産者の維持に努め、安定生産と品質の向上を図るため支援してまいります。

日本型直接支払制度における多面的機能支払交付金事業や中山間地域等直接支払交付金事業、環境保全型農業直接支払交付金事業につきましては、令和2年度につきましても引き続き支援してまいります。

農地の有効活用につきましては、引き続き農地中間管理事業を活用しながら、農地の借入れ、貸付けを推進し、担い手への農地の集積及び集約化を図ってまいります。また、地域農業マスタープランの実質化への取組では、各農家へ将来の農業経営の意向把握に向けたアンケートの集計結果を基に作成した地図を活用し、関係機関と連携を図りながら、さらなる農地の有効活用について検討してまいります。

新規就農者の確保につきましては、補助事業の「農業次世代人材投資事業」と町単独事業の「軽米町親元就農給付金事業」の活用を進め、親からの農業経営移譲が円滑に進むよう周知してまいります。今後も地域や関係機関と情報を共有しながら、新規就農者の発掘と経営開始に向けた取組や集落営農組織への支援、担い手の育成に努めてまいります。

和牛では、繁殖経営は全般に安定したものとなっておりますが、子牛価格の高騰の長期化により、肥育農家がさらに厳しい経営を余儀なくされていることから、引き続き肥育素牛導入について支援してまいります。

中小家畜の振興につきましては、県下でも屈指の生産地帯であり、地域の経済に果たす役割も大きいことから、新価格保証制度への助成を継続し、中小家畜経営の維持と安定的発展を図ってまいります。

当町の山林資源を活用した林業・林産業等につきましては、木炭、シイタケ生産者や森林組合等との連携を図り、森林資源の有効活用、森林の持つ多面的機能を

持続的に発揮させることができるよう、引き続き森林整備事業や広葉樹里山森林資源活用事業等を実施し、推進を図ってまいります。

また、林業の成長産業化と森林資源の適切な管理の両立を目指す「森林経営管理制度」につきましても、関係機関と連携しながら取り組んでまいります。

商工業振興につきましては、商工業者の育成や指導団体である軽米町商工会と関連団体が実施する各種事業に対して財政的支援を行い、商工業の振興と地元中小企業の経営基盤の強化を図りながら、商店街のにぎわい創出に努めてまいります。

また、中心商店街における空き店舗の増加や町内購買力の低下が懸念される状況が続いていることから、町内で共通して使用できる「プレミアム付き町内共通商品券」の発行による購買流出の防止とともに、町内経済を刺激し、消費喚起を図るための「かるまいお買い物ラリー」に対する支援など、町内商店等の利用促進に努めるとともに、商店街の魅力の向上に努めてまいります。

町商工会が中心となって進め、現在34品目が認証されている「かるまいブランド」につきましては、今後さらに県内外に発信するとともに、軽米町新商品開発等促進事業の活用を促進し、町内における新たな特産品開発や既存商品のブラッシュアップへの動きが活性化するよう地場産業の振興に努めてまいります。

また、町のシリアルにつきましては、無農薬栽培により安全志向のニーズに応じた高品質のシリアル生産が行われており、健康志向が高まる中、「安全安心で高品質な軽米産シリアル」として、さらなるイメージアップを図ってまいります。

大規模養鶏団地の誘致につきましては、着実に事業を推進してまいります。

次に、多様な交流が生まれるまちづくりについて申し上げます。

当町恒例の一大イベントとなっている「森と水とチューリップフェスティバル」を初めとする「かるまい夏祭り」や「軽米秋まつり」、「食フェスタ in かるまい」、冬の風物詩として定着してまいりました「かるまい冬灯り」につきましては、令和2年度におきましても関係団体や町民の皆様からのご協力とご参加の下、創意・工夫を加えながら、交流人口の拡大や地場製品の消費拡大を図ってまいります。

「かるまい夏祭り」においては、当町を聖地とする漫画「ハイキュー!!」ファンをターゲットとした「HIGHキューフォトロケーション」を併せて開催するとともに、「軽米秋まつり」の開催に当たりましては、新たに軽米秋まつり山車団支援交付金を創設し、特にも経済的負担が大きい山車団を対象に継続的な活動を支援することとしております。

また、若い世代を中心に、スマートフォンを利用したSNSでの情報発信や情報共有も広く行われており、国内外への町の魅力発信にもつながっていることから、各イベントともこれまでのポスター、チラシ、広告、ラジオなどの宣伝に加えて、

若者をターゲットとしたSNSを活用した情報発信や、近隣都市である八戸圏域へのラジオ放送の強化等により、町のイメージアップと交流人口の拡大を目指して取り組んでまいります。

太陽光発電事業者がミレットパークに整備し、昨年12月に当町への寄附を受けた展望台は、園内の新たな観光や環境教育の施設として有効に活用してまいります。

次に、豊かな暮らしを支えるまちづくりについて申し上げます。

町民の日常生活に密着した町道整備事業については、町道参勤街道線、町道蛇口蜂ヶ塚線、町道赤石峠小玉川線、町道みそころばし竹谷袋線の4路線の整備を引き続き進めてまいります。また、舗装・側溝・橋梁修繕、橋梁点検を継続し、適正な維持管理を図り、交通安全確保に努めてまいります。

防災対策につきましては、行政区や町内会等を単位とした自主防災組織の結成を引き続き推進するとともに、各種訓練・研修会等、事業実施に係る情報提供・支援等により、自助・共助への取組の充実強化を図ってまいります。

また、消防車両や装備の充実等、計画的に実施しており、令和2年度におきましては、第6分団第1部の小型ポンプ積載車の更新を予定しているところであります。

交通安全対策事業につきましては、本年1月7日をもって、1年間交通死亡事故の発生を抑止したことに対し称賛状を授与されており、今後も交通事故の撲滅を目指し、「高齢者と子どもの交通事故防止」を重点目標として、幼児から高齢者を対象とした交通安全教室の開催や街頭啓発活動により、町民の交通安全に対する意識の高揚を図るとともに、「高齢者運転免許自主返納支援事業」等、交通安全対策運動を推進してまいります。

防犯対策事業につきましては、町内から架空請求詐欺や還付金等詐欺などの特殊詐欺事件の被害者を出さないよう、関係機関と連携しながら随時注意喚起を図ってまいります。

また、二戸管内では無施錠住宅への侵入窃盗事件も発生しており、「鍵かけモデル地区」を指定し、鍵かけ運動の強化推進に努めてまいります。

近年、多重債務の問題や悪質な商法による被害が発生していることから、二戸消費生活センターにおける相談体制を維持し、町民の皆様が安心して暮らしができるように努めてまいります。

町営住宅建替事業につきましては、戸建て6棟、長屋1棟の建設を予定しております。また、一般住宅の耐震診断費や耐震改修工事費への助成事業、住宅リフォーム奨励事業につきましても継続して進めてまいります。

公共下水道事業は、令和2年度も引き続き向川原地区の管路施設工事を進め、工

事の完成をもって下水道整備事業はおおむね完了することになるものであります。

また、下水道事業の公営企業法適用については、令和6年度適用を目指し、令和2年度から準備を進めてまいります。今後とも供用開始区域における下水道の普及促進に努めるとともに、施設の維持管理に努め、公共用水域の自然環境の保全と生活環境の改善を図ってまいります。

水道事業につきましては、「安全な水の安定供給と健全な経営」を目標とし、効率的な事業運営を目指してまいります。また、水道施設の適切な維持管理等を行うとともに、安定した水源の確保のため水源調査を実施し、老朽化した管路施設につきましては計画的な更新に努めてまいります。

公共交通対策につきましては、JR東北バス等、路線バスの維持運営に努めるとともに、町民バス・コミュニティバスの運行につきましても、交通事業者や地域住民の皆様と知恵と工夫を出し合いながら、町民の皆様にとりましても、よりよい交通手段となるよう取り組んでまいります。

次に、結いの精神のまちづくりについて申し上げます。

地域の自主的・主体的活動支援を目的とする「行政区活動交付金」と「地域活動支援事業費補助金」につきましては、一部補助率を見直しながら、引き続き地域活動や地域コミュニティの活性化を支援することとしております。また、企業や地域づくり団体等の事業支援を目的とした「協働参画地域づくりチャレンジ事業支援金」につきましても制度の周知に努め、より積極的に活用いただけるよう努めてまいります。

以上をもちまして、令和2年度の施政方針とさせていただきます。

本定例議会には、人権擁護委員の推薦に関し意見を求める諮問1件、過疎地域自立促進計画の変更に関する議案1件、条例の一部改正に関する議案4件、一般会計ほか補正予算に関する案件2件、令和2年度一般会計当初予算ほか当初予算案件6件の合わせて14件の議案を提案させていただきます。議員の皆様方におかれましては、ご審議の上、全議案とも原案どおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（松浦満雄君） これで施政方針演述が終わりました。

---

◎教育長の令和2年度教育行政方針演述

○議長（松浦満雄君） 日程第4、教育長の令和2年度教育行政方針演述を行います。

教育長、菅波俊美君。

〔教育長 菅波俊美君登壇〕

○教育長（菅波俊美君） 軽米町議会3月定例会の開会に当たり、令和2年度の教育行政の主な施策について、所信の一端を申し上げ、議員各位並びに町民の皆様のご

理解とご支援を賜りたいと存じます。

軽米町の教育振興につきましては、議員各位を初め、学校、保護者、地域の方々など、多くの皆様のご努力により、児童生徒の健やかな成長と生涯学習の充実が図られてまいりましたことに深く感謝申し上げます。

令和元年度におきましては、どの学校においても、落ち着いた中で勉学に励んでおり、あわせて児童生徒の部活動やスポーツ少年団活動でのすばらしい活躍が顕著であり、全国大会出場を初め、数々の大会において優秀な成績を収めております。また、町内小中学校の普通教室・保健室に冷房設備を整備し、夏期の熱中症対策と集中して学習のできる教育環境の整備を進めているところでございます。

令和2年度におきましては、新学習指導要領への的確な対応と学力向上、町内小中学校のICT環境の整備と活用及びオリンピック・パラリンピック関連事業などを中心に進めてまいります。

また、軽米の将来を担う子供たちの健全な成長と生涯学習のまちづくりをさらに発展させるため、国・県の動向を十分に踏まえ、軽米町教育振興基本計画に基づき、教育行政のなご一層の推進に努めてまいりたいと存じます。

以下、教育施策の重点事項について申し述べます。

幼児教育の充実につきましては、子供一人一人の個性を伸ばしながら、創意と工夫のある教育活動を展開してまいります。

園運営につきましては、近年の社会環境の変化に伴う保育ニーズに対応し、特色ある園づくりに努めてまいりましたが、入園児数の減少により、令和2年度で閉園することとしております。今後、閉園関係の事業を進めるとともに、認定こども園の開園に向けて、県の指導を仰ぎながら、関係課で連携協力し取り組んでまいります。

学校教育の充実について申し上げます。

新学習指導要領は、小学校が令和2年度から本格実施となりますが、学力の向上につきましては、新要領に的確に対応しながら、「わかる授業」の実現に向けて、教員の授業力向上を図るため学校訪問指導等、事業の一層の充実を図ってまいります。

また、「確かな学力」の定着のため、全ての学校に学力向上支援員を継続配置するとともに、夏休み・冬休み期間に実施している、外部講師を招聘しての学習会の開催や、英語検定・漢字検定に加え、新たに数学検定の受検料助成を行うなど、個々の児童生徒の学力の定着とさらなる向上に向けて幅広い取組を進めてまいります。

また、新たに小学校高学年に新聞を活用した新聞教育を導入し、全ての教科に必要な読み取る力や考える力、表現する力の向上を目指します。

キャリア教育の推進につきましては、働くことの喜びや大切さを学び、将来の職業や自分の住む地域について考える機会とし、町内事業所の協力と指導を頂きながら、職場体験学習に取り組んでまいります。

グローバル人材の育成につきましては、小学校、中学校にそれぞれ英語指導助手を配置し、小・中・高合同の英語発表会の開催などにより、外国語教育の一層の充実を図ります。

また、海外派遣事業等により、国際理解教育の推進と国際感覚豊かな人材の育成に努めてまいります。

情報教育の推進につきましては、メディアと適切にかかわる習慣形成のため、学校・家庭と連携し、適切な情報モラル指導への取組を進め、情報社会に生きる力を育てまいります。

また、国の「ギガスクール構想」の動向を注視しながら、ICT環境のさらなる整備、活用を進めるほか、研究校の指定や実践的な教員研修、ICT支援員の派遣を行い、ICT機器のより効果的な活用を図り、児童生徒の学習意欲と習熟度を高めてまいります。

豊かな心を育む教育の推進について申し上げます。

道徳教育の充実につきましては、道徳の授業を特別の教科と位置づけ、自他の生命を尊重し、豊かな心を育む授業を展開してまいります。

生徒指導の充実につきましては、学校教育アドバイザー、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー及び福祉関係機関等と連携し、組織的な対応を行い、児童生徒に寄り添った教育相談体制を確立してまいります。

いじめの防止につきましては、児童生徒の日常を注意深く見守るとともに、定期的なアンケートや面談の実施により、いじめの早期発見と適切な対処に努め、関係機関との連携を図り、学校全体で組織的な対応強化を図ってまいります。

環境教育の推進につきましては、ごみ問題や自然エネルギーの活用についての学習を中心としながら、町内の施設見学を行うなど工夫しながら、環境教育の充実を図ってまいります。

健やかな体を育む教育の推進につきましては、規則正しい生活習慣や、運動やスポーツに親しむ習慣及び能力を身につけるとともに、生命を大切にし、自らの健康を維持できる、正しい知識と判断力の育成に努めてまいります。

学校給食につきましては、発達段階に応じた栄養管理と地産地消を取り入れた食育指導を推進してまいります。

特別支援教育の充実につきましては、全ての学校への特別支援員の配置を初め、就学支援委員会等の開催や関係機関との連携により、特別な支援を要する児童生徒の実態把握と支援体制の充実及び適切な教育支援を行ってまいります。

地域に開かれた学校づくりの推進につきましては、各学校のホームページや通信等により、情報を積極的に発信するとともに、地域の力を学校や児童生徒の力につなげる取組を進めてまいります。

また、学校が地域住民の皆様と力を合わせて学校の運営に取り組むための仕組みであるコミュニティ・スクールについて、その母体となる学校運営協議会の設置に向けて取り組んでまいります。

中高一貫教育につきましては、中高6年間を見通した指導により学力向上や健全育成など、より一層の充実に努めてまいります。

県立高等学校の後期再編計画の案が公表されたところでありますが、県立軽米高等学校につきましては、新たに数学検定助成、通学支援の拡充やアイスホッケー活動への支援を行い、引き続き魅力ある学校づくりを支援してまいります。

教職員研修の充実ににつきましては、県教育委員会と連携を図りながら、実践的な教員研修の実施により、授業力と使命感を有する人材育成を進めてまいります。

このほか、教職員の服務規律の確保等にも鋭意取り組んでまいります。

生涯学習の推進について申し上げます。

本町の生涯学習に関する施策を推進するため、生涯学習推進本部を中心に、町民・団体・関係機関・行政が連携し、引き続き「協働参画による生涯学習のまちづくり」を進めてまいります。

町全体の生涯学習活動を掲載した生涯学習カレンダーの全戸配布のほか、学習機会の情報提供に努めるとともに、自治公民館活動等地域での生涯学習活動を支援してまいります。

家庭と地域の教育力向上の推進につきましては、家庭・学校・地域社会が一体となり子供たちを育む教育環境を実現するため、次の各事業を展開してまいります。

1つは、家庭教育の支援として、子供を持つ親を対象に、発達段階に応じた子育てのための家庭教育学級の開催と学習情報の提供に努めてまいります。

次に、全ての小学校に放課後子ども教室を設置し、地域の皆様との連携により、放課後における子供の安全・安心な居場所づくりを提供してまいります。

3点目に、児童生徒の読書推進を目的として、読書ボランティアの協力を得て、小中学校及び高等学校の学校図書館の運営について支援を行い、学校図書館の活用促進と充実に努めてまいります。

青少年の健全育成につきましては、民泊を取り入れた姉妹町音更町との相互訪問研修を初め体験的な活動を通して、将来を担う青少年が人間性豊かに成長するよう取り組んでまいります。

また、情報メディアとの関わりや、基本的な生活習慣の向上につきましては、地

域全体で子供を育む教育振興運動の取組を通して、主体的に学び、意欲に満ちた青少年の育成に努めてまいります。

生涯にわたる学習活動の支援につきましては、町民の皆様の多様な学習ニーズに応えるため、豊かな学習機会や情報の提供に努めるとともに、社会参加活動の促進を図りながら、町民の主体的な学習活動の支援に努めてまいります。

また、高齢者が生きがいを持って健康で豊かな生活を送るための学習をする「第48期寿大学」や、地域で集う「共食事業」などを開催し、様々の学習や活動の場づくりに努めてまいります。

社会教育環境の整備充実について申し上げます。

中央公民館につきましては、町民講座のほか、各種学習会の開催や町文化協会など様々な団体が活用しており、今後とも学習活動の拠点として、利用しやすい施設運営を行ってまいります。

町立図書館の運営につきましては、蔵書と図書館機能の充実を図り、利用者サービスの向上に努めるとともに、図書館支援協力会を中心にボランティアの皆様の協力を頂きながら、読書のつどいなど各種事業を展開し、親しみやすい図書館を目指してまいります。

生涯スポーツの振興について申し上げます。

町民誰もが生涯にわたりスポーツに親しみ、心身ともに健康な生活を営むために、生涯スポーツの振興とスポーツ施設・設備の機能維持・向上に努めてまいります。

町内の幼保・小・中・高校生にも参加していただく町民体育祭や、町民総参加を目指して行うチャレンジデーの開催、各種団体が主催するスポーツ大会への支援を行い、町民の運動の習慣化と健康づくりを推進してまいります。

また、オリンピック・パラリンピックが開催されることから、各種のイベントへの参加や事業実施などを通し、機運の醸成に努めてまいります。

多様で個性ある文化の創造について申し上げます。

芸術文化の振興につきましては、個性豊かな地域文化を創造するため、郷土芸能などの文化的な活動を支援してまいります。

また、住民や団体が中心となって行う町民文化祭、郷土芸能発表会、生涯学習フェスティバルなど、引き続き事業を支援してまいります。

文化遺産の保存と伝承につきましては、文化遺産の記録・保存を行うとともに、重要な文化財については文化財指定を推進してまいります。

また、県より譲渡された埋蔵文化財については、適切に管理するとともに、資料の公開に努めてまいります。

以上、令和2年度の教育行政の基本的な方向について概略を申し述べさせてい

いただきました。

軽米町教育委員会といたしましては、町民各位の深いご理解とご協力を頂きながら、全力を挙げて取り組んでまいりますので、議員各位の特段のご指導、ご協力をお願い申し上げます。

○議長（松浦満雄君） これで教育行政方針演述が終わりました。

---

◎諮問第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（松浦満雄君） 日程第5、諮問第1号 人権擁護委員の推薦に関し意見を求めることについてを議題といたします。

諮問第1号、提案理由の説明を求めます。

町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） 諮問第1号の人権擁護委員の推薦に関し意見を求めることについての提案を申し上げます。

令和2年6月30日に任期満了に伴う再任委員の推薦に係るものでございまして、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、九戸郡軽米町大字上館第15地割60番地21、村上重雄氏を人権擁護委員として適任と考え、推薦するものでございます。

村上氏は、昭和29年5月16日のお生まれで、昭和48年3月に岩手県立軽米高等学校を卒業、民間企業に4年間勤められた後、帰京し、昭和52年より当時軽米町に事務所のありました岩手県たばこ耕作組合では二戸支所長、事業課長、総務部長などを歴任され、再任用を経て同組合を平成30年3月に退職されております。現在は、八戸市にあります民間の病院の嘱託事務員として勤務されております。地域におきましては、青年会会長、中学校のPTA会長、高等学校の同窓会役員などを務められ、平成31年4月からは行政連絡区長として地域住民のためにご尽力いただいております。住民からの信望も厚く、人権擁護委員として活動していただくにふさわしい方であると確信し、推薦するものでございます。

人権擁護委員としては、平成29年4月1日付で就任いただき、現在まで3年間地域住民の身近な相談相手として活躍いただいております。引き続き人権擁護委員として活動いただきたく推薦するものでございます。

以上、提案理由を申し述べまして、議会の意見を求めるものでございます。よろしく願いいたします。

○議長（松浦満雄君） 提案理由の説明が終わりました。

これから諮問第1号に対し質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

次に、討論に入るわけですが、討論は省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 異議なしと認め、討論は省略します。

これから諮問第1号を採決します。

お諮りします。本件については、適任と認め、答申することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 異議なしと認めます。

よって、諮問第1号 人権擁護委員の推薦に関し意見を求めることについては適任と認め、答申することに決定しました。

---

◎議案第1号から議案第13号までの一括上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（松浦満雄君） 日程第6、議案第1号 軽米町過疎地域自立促進計画の変更に関し議決を求めることについてから日程第18 議案第13号 令和2年度軽米町水道事業会計予算の合わせて13件を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

議案第1号 軽米町過疎地域自立促進計画の変更に関し議決を求めることについてと議案第6号 令和元年度軽米町一般会計補正予算（第7号）と議案第8号 令和2年度軽米町一般会計予算の合わせて3件について、総務課総括課長、吉岡靖君。

〔総務課総括課長 吉岡 靖君登壇〕

○総務課総括課長（吉岡 靖君） 議案第1号、第6号及び第8号の提案理由をご説明申し上げます。

議案第1号は、軽米町過疎地域自立促進計画の変更に関し議決を求めるものでございます。変更内容につきましては、別紙のとおり、過疎地域自立計画の第1産業の振興第2項その他対策第3号地場産業の振興の本文及び第3項の事業計画の表にミル・みるハウスの整備事業を追加しようとするものであります。町では、交流人口の拡大やにぎわい創出による活性化のため、地方創生拠点整備交付金を活用し、農林産物特産品の販売拠点施設であるミル・みるハウスの大規模改修を構想しており、その事業構想に基づき、過疎対策事業計画を変更しようとするものであります。

次に、議案第6号についてご説明申し上げます。議案第6号は、令和元年度軽米町一般会計補正予算（第7号）でございます。内容でございますが、歳入歳出予

算の総額に歳入歳出それぞれ1,922万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ73億3,552万4,000円とするものであります。また、繰越明許費として、3ページの第2表に特別養護老人ホーム整備支援事業4億5,000万円と、同じく特別養護老人ホームいちい荘整備に係る介護施設等整備費補助事業5,201万8,000円、野生動物侵入防止緊急支援事業600万円を本補正予算で計上しております。

次に、議案第8号についてご説明申し上げます。議案第8号は、令和2年度一般会計予算であります。内容でございますが、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ67億3,500万円と定めるとともに、債務負担行為、地方債、一時借入金及び歳出予算の流用につきましても、議案書に記載のとおり定めようとするものでございます。

議案第1号と第6号、第8号につきまして、ご審議の上、ご議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

- 議長（松浦満雄君） 議案第2号 軽米町火葬場設置条例の一部を改正する条例と議案第9号 令和2年度軽米町国民健康保険特別会計予算と議案第12号 令和2年度軽米町後期高齢者医療特別会計予算の合わせて3件について、町民生活課総括課長、川島康夫君。

〔町民生活課総括課長 川島康夫君登壇〕

- 町民生活課総括課長（川島康夫君） 議案第2号、議案第9号及び議案第12号の提案理由について説明申し上げます。

議案第2号は、軽米町火葬場設置条例の一部を改正する条例でございます。火葬場の改築に伴い、軽米町火葬場設置条例の一部を改正しようとするものでございます。改正内容でございますが、第2条中、名称をかるまい斎苑、位置を岩手県九戸郡軽米町大字軽米第6地割52番地3とし、別表（第4条関係）を記載のとおり改めるものです。なお、施行期日は、第2条につきましては令和2年4月1日から、別表の改正規定は令和2年7月1日からの施行とします。

議案第9号は、令和2年度軽米町国民健康保険特別会計予算でございます。内容でございますが、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億6,000万円と定め、一時借入金及び歳出予算の流用につきましては議案書記載のとおりでございます。

議案第12号は、令和2年度軽米町後期高齢者医療特別会計予算でございます。内容でございますが、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,770万円と定め、一時借入金につきましては議案書記載のとおりでございます。

以上、議案第2号、議案第9号、議案第12号につきまして、ご審議の上、ご議決賜りますようよろしくお願いいたします。

- 議長（松浦満雄君） 議案第3号 軽米町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例と議案第4号 軽米町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例と議案第11号 令和2年度軽米町介護保険特別会計予算の合わせて3件について、健康福祉課総括課長、坂下浩志君。

〔健康福祉課総括課長 坂下浩志君登壇〕

- 健康福祉課総括課長（坂下浩志君） 議案第3号、議案第4号及び議案第11号の提案理由についてご説明申し上げます。

議案第3号は、軽米町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の議決を、議案第4号は、軽米町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例の議決をお願いするものでございます。両議案とも昨年10月から子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、子ども・子育て支援法が一部改正され、幼児教育・保育の無償化が開始されたことに伴い、法改正に準じた用語の修正、保育料無償化の対象者設定に係る用語の追加等、所要の改正をしようとするものでございます。

次に、議案第11号について説明します。議案第11号は、令和2年度軽米町介護保険特別会計予算でございます。内容でございますが、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,300万円と定め、一時借入金の借入れの最高額につきまして3,000万円と定めようとするものです。

以上、説明とさせていただきます。

議案第3号、議案第4号及び議案第11号について、ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

- 議長（松浦満雄君） 議案第5号 町営住宅管理条例の一部を改正する条例と議案第7号 令和元年度軽米町下水道事業特別会計補正予算（第1号）、議案第10号 令和2年度軽米町下水道事業特別会計予算と議案第13号 令和2年度軽米町下水道事業会計予算の合わせて4件について、地域整備課総括課長、戸田沢光彦君。

〔地域整備課総括課長併任水道事業所長

戸田沢光彦君登壇〕

- 地域整備課総括課長併任水道事業所長（戸田沢光彦君） 議案第5号、議案第7号、議案第10号、議案第13号の提案理由についてご説明申し上げます。

最初に、議案第5号の提案理由についてご説明申し上げます。議案第5号は、町営住宅管理条例の一部を改正する条例の議決をお願いするものでございます。現在、萩田地区に建設している町営住宅の名称を町営萩田2号住宅として、別表に1項を加えようとするものです。

次に、議案第7号 令和元年度軽米町下水道事業特別会計補正予算（第1号）についての提案理由の説明をいたします。内容でございますが、予算書表紙の裏側を御覧ください。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ92万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億6,177万5,000円に改めるものでございます。債務負担行為の廃止は、第2表、債務負担行為補正のとおりでございます。

次に、議案第10号 令和2年度軽米町下水道事業特別会計予算についてご説明申し上げます。予算書表紙の裏側を御覧ください。令和2年度の歳入歳出予算の総額は1億6,100万円としております。債務負担行為につきましては、予算書第2表、地方債につきましては、予算書第3表、一時借入金につきましては、地方自治法の規定によるものでございます。

次に、議案第13号 令和2年度軽米町水道事業会計予算についてご説明申し上げます。予算書1ページを御覧ください。第2条の業務の予定量は、給水戸数2,416戸、年間総給水量58万8,745立方メートル、一日平均給水量1,613立方メートル、主な建設改良事業は老朽管更新事業とするものでございます。第3条の収益的収入及び支出の予定額は、収入3億5,969万6,000円、支出3億5,765万5,000円とし、第4条の資本的収入及び支出の予定額は、収入7,855万9,000円、支出2億7,056万8,000円と定めようとするものでございます。なお、資本的収入の額が支出額に対して不足する額につきましては、過年度分損益勘定留保資金で補填しようとするものでございます。

議案第5号、議案第7号、議案第10号、議案第13号、ご審議の上、ご議決頂きますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（松浦満雄君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

ただいま議題となっております議案13件については、後ほど特別委員会を設置し、これに付託して審査する予定でございますが、この際総括的な質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案13件については、委員会条例第5条第1項の規定によって、令和2年度軽米町一般会計予算等審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することとしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま議題となっております議案13件については、特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

お諮りします。ただいま設置されました特別委員会の委員の選任については、委員会条例第5条第2項及び第6条第1項の規定によって、議長を除く全員を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 異議なしと認めます。

よって、令和2年度軽米町一般会計予算等審査特別委員会の委員は議長を除く全員を選任することに決定いたしました。

---

◎散会の宣告

○議長（松浦満雄君） これで本日の日程は全部終了しました。

本日以降の特別委員会は委員長から通知されます。

次の本会議は、3月5日、午前10時からこの場で開きます。

本日はこれで散会します。

（午前11時16分）